



福岡医発第2076号(地)
平成23年 1月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

麻疹検査診断について

標記の件につきまして、厚生労働省より通知が発出され、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部保健衛生課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

平成22年の福岡県における麻疹患者の届出の約9割が「IgM抗体検査」による検査診断に基づくものですが、麻疹の「IgM抗体検査」は、麻疹以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合でも陽性となることが指摘されており、麻疹の確定診断には、遺伝子検査（RT・PCR法）を含めた精度の高い検査を実施する必要があります。

このことから、福岡県における麻疹患者の的確な把握を行い、麻疹排除に向けた取組みを推進するため、麻疹届出患者に対する遺伝子検査が実施される運びとなり、本件は、その協力を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、麻疹の発生届出を所管の保健所に提出する際には、当該患者（保護者等）への検査内容の説明及び、検体を確保いただき、遺伝子検査の実施にご協力賜わりますよう会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本検査に係る検体の種類、数量及び提出方法等については、事前に所管の保健所までお問合わせ下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 麻疹ウイルス遺伝子検査の対象
麻疹発生届出症例（全数報告）
2. 麻疹ウイルス遺伝子検査に係る検体の種類、数量及び検体の提出方法等
以下の検体が対象となりますが、種類、数量及び提出方法等の詳細については、事前に所管の保健所までお問合わせ下さい。
 - ①咽頭拭い液（発症後早期のもの）
 - ②血液（EDTA血）、2ml（発症後早期のもの）
 - ③随時尿、10～20ml（発症後2週間以内のもの）

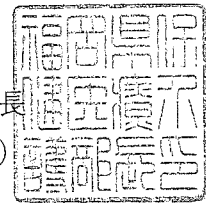


22保衛第2425号

平成22年12月9日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



麻しんの検査診断について（通知）

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

平成22年の本県における麻しん患者の届出の約9割が「IgM抗体検査」による検査診断に基づくものでありますが、通知のとおり、麻しんの「IgM抗体検査」は、麻しん以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合でも陽性となることが指摘されており、麻しんの非流行期にあつては、これらの割合が高くなることが想定されることから、麻しんの正確な診断には遺伝子検査の実施が必要とされています。

本県においても、紛れ込み症例を除外することにより、麻しん患者の的確な把握を行う為、麻しん届出患者について遺伝子検査を実施します。

つきましては、麻しんの発生届を最寄りの保健所に提出する際には、当該届出患者（保護者等）への検査内容説明及び検体確保について協力いただきますよう貴会会員へ周知方お願いします。

なお、本検査に係る検体の種類、数量及び提出方法等につきましては、事前に最寄りの保健所までお問合せくださいますようお願いいたします。

記

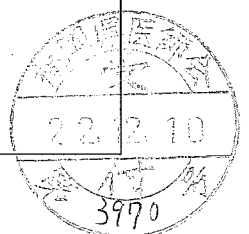
1 麻しんウイルス遺伝子検査の対象

- ・麻しん発生届出症例

2 麻しんウイルス遺伝子検査に係る検体の種類、数量及び検体の提出方法等

- ・以下の検体が対象となりますが、種類、数量及び提出方法等の詳細については、事前に最寄りの保健所までお問合せください。
 - ①咽頭拭い液（発症後早期のもの）
 - ②血液（EDTA血）、2ml（発症後早期のもの）
 - ③随時尿、10～20ml（発症後2週間以内のもの）

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 西田
TEL 092-643-3268
FAX 092-643-3282



(地Ⅲ143)

平成22年11月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保 坂 シゲリ

麻疹検査診断について

さて、麻疹患者の報告の6割は「IgM抗体検査」による検査診断によるものですが、「IgM抗体検査」は、麻疹以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合にも陽性になることが指摘されています。

麻疹の確定診断には、遺伝子検査（RT-PCR法）を含めた精度の高い検査を実施する必要があり、厚生労働省第6回麻疹対策推進会議（平成22年11月1日）において、麻疹患者と診断された患者の検体を可能な限り確保し、遺伝子検査を推進すべきとの提言がなされました。

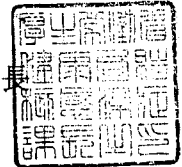
これを受け、今後、地方衛生検査所及び保健所等が連携して、麻疹患者の発症早期に検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）を可能な限り確保し、遺伝子検査を実施するとともに、医療機関に対して感染症法に基づく麻疹患者の発生届の届出と併せて患者の検体の提出を依頼することについて、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発1111第2号
平成22年11月11日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課 長



麻しんの検査診断について

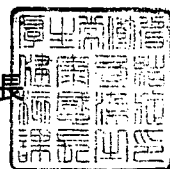
標記について、今般、別添（写）のとおり、指定都市及び特別区の衛生主管部（局）長あて通知したところであります。

つきましては、該当する都道府県医師会及び貴会会員への本事業に対する御協力について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

健感発 1111 第 2 号
平成 22 年 11 月 11 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しんの検査診断について

日頃より、感染症対策に関し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号）」に基づき、平成 24 年までに麻しんを排除することを目標として取り組んでおり、その一環として、平成 21 年 1 月 15 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの検査診断体制の整備について」により、麻しん患者の検査診断の実施に関する体制整備をお願いしているところです。

さて、麻しん患者の報告の約 6 割が「IgM 抗体検査」による検査診断に基づいておりますが、麻しんの「IgM 抗体検査」は、麻しん以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合にも陽性になることがあると指摘されています。このため、麻しんの確定診断には、遺伝子検査（RT-PCR 法）を含めた精度の高い検査を実施していく必要があります。

麻しん患者の報告数は、平成 20 年 11,015 件、平成 21 年 741 件、本年 396 件（第 40 週まで）と顕著に減少しており、麻しん排除に向けた取り組みを進めるためにも、麻しんの正確な診断が一層重要となっています。

このような状況を踏まえ、第 6 回麻しん対策推進会議（平成 22 年 11 月 1 日開催）において、麻しん患者と診断された患者の検体を可能な限り確保し、遺伝子検査を推進すべきとの提言がなされました。

今後は、地方衛生検査所及び保健所等が連携して、麻しん患者の、発症早期の検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）を可能な限り確保し、遺伝子検査を実施するとともに、別添を参考に、管内の医療機関に、感染症法に基づく麻しん患者の発生の届出と併せて、患者の検体の提出を依頼するようお願いいたします。

なお、都道府県等が行う当該遺伝子検査は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行うことができるものであり、感染症発生動向調査事業の国庫補助の対象となります。

麻しんの検査診断には、PCR検査が有用です。

保健所を通じて、検体をご提出ください。

- 臨床的に麻しんと診断された症例や、麻しん IgM 抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発しんなど、麻しん以外の症例が存在します。
- 我が国では、麻しん排除を目指して取り組んでおり、真の麻しん症例が減ってきていることから、麻しんと診断される症例のうち、実際には麻しんではない症例の割合が増えていきます。このため、麻しんの確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。

- 地方衛生研究所や国立感染症研究所では、麻しんの検査診断のための PCR 検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。

- 検体の採取・提出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

- 検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）は、4℃で保存して、速やかに提出してください。咽頭ぬぐい液の採取キットは保健所に配布されています。血液は、全血を EDTA 加容器に 2ml、尿は、尿培養用容器に 10～20ml 採取してください。
- 地方衛生研究所で行う検査は、麻しんと臨床診断した症例と麻しん IgM 抗体陽性の症例の検体が対象です。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません。

（注）麻しん症例であっても、検体の採取時期によって、PCR 検査で陽性にならないことがあります。

- 検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の麻しん症例数の正確な調査や、麻しんの感染経路の調査などに役立てられます。

～2012 年の麻しん排除に向けて、取り組みを進めています～

我が国では、WHO とともに、2012 年までの麻しん排除を目標としています。世界では、南北アメリカなど、多くの地域で、もはや麻しんの流行はみられず、麻しんの排除が宣言されています。

麻しんにかかると、肺炎や脳炎などで 1000 人に 1 人が死亡する可能性があるなど、麻しんは重大な病気です。子どもたちの命を守るためにも、麻しん排除に向けて、取り組みを進めています。

地方衛生研究所で行う検査は、麻しん排除のためにも重要です。皆さまのご協力をお願いいたします。

～麻しんを診断した際には、速やかに届出が必要です～

麻しんは感染症法の 5 類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻しんを診断したら、速やかに、保健所に届け出てください。